

群馬県立女子大学名誉教授に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第106条の規定に基づき、群馬県立女子大学名誉教授(以下「名誉教授」という。)の要件及び称号授与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 名誉教授の称号は、群馬県立女子大学(以下「本学」という。)を退職した後に、次の各号のいずれかに該当し、かつ、教育上又は研究上特に功績のあった者のうちから選考によって授与する。

- (1) 本学の教授として20年以上勤務した者
- (2) 本学の教授としての勤務年数に、准教授としての勤務年数についてはその7割、専任講師としての勤務年数についてはその5割の年数を加えた合計が20年以上にわたった者
- (3) 本学教授として10年以上勤務し、かつ、これに本学着任以前における高等教育機関等での勤務期間のうち、教授としての勤務年数についてはその10割、准教授としての勤務年数についてはその7割、専任講師としての勤務年数についてはその5割の年数を加えた合計が20年以上にわたった者
- (4) 前各号に定める年数に達しないが、特に功績が顕著であった者
- (5) 本学の学長として特に功績のあった者

(選考)

第3条 名誉教授の選考は、第2条第1号から第4号の規定に該当する者がいるときは、学部長又は附属機関の長等の申請に基づき、第5号の規定に該当する者がいるときは、学長の発議に基づき、人事委員会でおこなう。

(称号授与)

第4条 名誉教授の称号授与は、別記様式による辞令書により、学長が行う。

(特典)

第5条 名誉教授は、本学学内施設の利用に関し、便宜を受けることができる。

(称号授与の取消)

第6条 名誉教授の称号を授与された者が、その名誉を汚し、称号を保持するに相当でないと思われられる場合、学長は、称号の授与を取り消すことができる。

2 前項の取り消しの決定は、第3条の規定に準じて行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、人事委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前における助教授としての在籍について第2条の規定を適用する場合には、准教授としての在職とみなす。
- 3 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学名誉教授に関する規程によりされた手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりされた手続きその他の行為とみなす。

別記様式

群 馬 県 立 女 子 大 学	年 月 日	称 号 を 授 与 す る	群 馬 県 立 女 子 大 学 名 誉 教 授 の	(生 年 月 日)	(氏 名)	第 号
				年	月	日生